

令和3年度社会福祉法人 指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人賛幸会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年12月8日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	評議員選任・解任委員会の招集について、理事会において決議されていることが確認できなかった。については、評議員選任・解任委員会を開催する際には理事会で適切に決議すること。（社会福祉法人制度改革について、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A問3、評議員選任・解任委員会運営規則第7条）	ご指摘に基づき、理事会において決議致します。
2	特別養護老人ホームはまゆうの敷地に係る借地契約について、貸主は理事長であり利益相反取引にあたる当該契約は、当初契約から5年後の令和3年3月24日に契約期限が到来し、以降自動更新とのことである。しかしながら、更新にあたり、契約内容に異議がないことについて、理事会において決議が行われていなかった。については、適切に理事会の決議を行うこと。（社会福祉法第45条16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項、定款施行細則第20条）	ご指摘に基づき、理事会において決議致します。
3	会社役員賠償責任保険の内容の決定について、事前に理事会の決議が必要であるが決議が行われていなかった。については、事前に理事会において決議すること。（社援発0204第1号第2（1）二）	ご指摘に基づき、理事会において決議致します。

4	<p>「社会福祉充実計画」について、社会福祉充実残額を財源とし、既存の社会福祉事業、若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画を策定しこれに基づく事業を実施しなければならない、と社会福祉法において定められている。貴法人は平成29年に社会福祉充実計画（以下「計画」という。）を作成後、計画の一部は実施されているものの大部分が実施されていない状況である。このことについて指導を行ってきたが、実現が見込まれるような社会福祉事業等、事業の計画の策定について協議等のないまま現在に至っている。ついては、今後、速やかに所轄庁に相談の上、社会福祉充実計画の策定を行うこと。（社会福祉法第55条の2第11項）</p>	<p>平成29年の社会福祉充実計画の事業については令和4年3月31日をもって終了いたしますので、所轄庁に相談の上、令和4年度に新規社会福祉充実計画を策定いたします。</p>
---	---	--